

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内
	一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回
	（火曜日・金曜日）

目次

規 則	ページ
高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
高知県税規則の一部を改正する規則	3
高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則	5
高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則	8
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	14
告 示	
告示（休猟区の指定）の一部改正（鳥獣対策課）	15
高知県議会規則	
高知県議会会議規則の一部を改正する規則	15

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第66号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4の(10)の表21の(1)の項中「取消し」を「取消し並びに掘削のための施設等の変更の許可」に、「第9条第1項」を「第9条第1項並びに法第7条の2第1項及び同条第2項において読み替えて準用する法第4条」に改め、同表の4の(10)の表21の(3)の項中「及び法第11条第2項」を「並びに法第11条第2項及び第3項」に改め、同表の4の(10)の表21の(4)の項中「第9条第2項及び法第11条第2項」を「第8条第3項及び第9条第2項、法第11条第2項において読み替えて準用する法第8条第3項及び第9条第2項並びに法第11条第3項」に改め、同表の4の(10)の表21の(20)の項中「(19)」を「(29)」に改め、同項を同表の4の(10)の表21の(30)の項とし、同表の4の(10)の表中21の(19)の項を21の(29)の項とし、21の(18)の項を21の(28)の項とし、21の(17)の項を21の(27)の項とし、21の(16)の項を21の(26)の項とし、21の(15)の項を21の(25)の項とし、21の(14)の項を21の(24)の項とし、21の(13)の項を21の(23)の項とし、21の(12)の項を21の(22)の項とし、21の(11)の項を21の(21)の項とし、同項の前に次のように加える。

(13) 温泉源からの温泉の採取の許可及び許可の取消しに関すること。（法第14条の2第1項及び第2項並びに同条第3項において読み替えて準用する法第4条第2項及び第3項並びに法第14条の9第1項）									
(14) 温泉源からの温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認に関すること。（法第14条の3第1項並びに同条第2項において読み替えて準用する法第4条第2項及び第14条の2第2項並びに法第14条の4第1項並びに同条第3項において準用する法第4条第2項及び第14条の2第2項）									
(15) 可燃性天然ガスの濃度についての確認及び確									

第15号様式の9（第8条の6関係）

第 号
年 月 日

（納税者又は特別徴収義務者）
様

県税事務所長 印

徴収通知書

地方税法第14条の18第1項の規定により、下記の金額を、あなたが譲渡担保に供している下記の譲渡担保財産のうちから徴収しますので、通知します。

記

納税者又は特別徴収義務者		住所又は居所（所在地）							
課税番号		年度	税目	期別 納期限	税額	加算金	加算金	延滞金	合計
滞納金額					円	円	円	法律による金額 (円)	円
滞納処分費	金額		滞納処分費徴収の主な理由				滞納金額の総計	円	
	法律による金額 (円)								
譲渡担保財産から徴収する金額									円
譲渡担保財産									
譲渡担保権者	住所又は居所（所在地）							徴収告知書を発した年月日	
	氏名（名称）							年 月 日	

- 注 1 印欄の括弧内の金額は、この徴収告知書を作成した日までのものを概算したものです。
 2 「合計」欄及び「滞納金額の総計」欄の金額は、延滞金及び滞納処分費の概算額を計上している場合は、その金額を含めた合計又は総計の金額です。
 （不服申立て及び取消訴訟に関する教示）
 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第15号様式の9の次に次の1様式を加える。

て当該年度の12月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 第1号に規定する期間の請求に係る入院時生活療養費の支給(施行規則第27条の14の4第6項において準用する施行規則第26条の5第1項の規定によるものを除く。)に要した費用であって当該年度の12月末日現在において審査決定しているものの額

(4) 第1号に規定する期間の請求に係る保険外併用療養費の支給(施行規則第26条の7第2項において準用する施行規則第26条の5第1項(施行規則第27条の14の4第6項において準用する場合を含む。))の規定によるものを除く。)に要した費用の額であって当該年度の12月末日現在において審査決定しているものの額

(5) 第1号に規定する期間の請求に係る訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額であって当該年度の12月末日現在において審査決定しているものの額から当該審査決定しているものの額を当該療養を受けた者につき法第42条第1項第1号から第4号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額

(6) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における入院時食事療養費の支給(施行規則第26条の5第1項(施行規則第27条の14の4第6項において準用する場合を含む。))の規定によるものに限る。)に要した費用の額

(7) 前号に規定する期間における入院時生活療養費の支給(施行規則第27条の14の4第6項において準用する施行規則第26条の5第1項の規定によるものに限る。)に要した費用の額

(8) 第6号に規定する期間における保険外併用療養費の支給(施行規則第26条の7第2項において準用する施行規則第26条の5第1項(施行規則第27条の14の4第6項において準用する場合を含む。))の規定によるものに限る。)に要した費用の額

(9) 第6号に規定する期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下この号において同じ。)から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第42条第1項第1号から第4号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養及び生活療養に係る療養費並びに特別療養費の支給に要した費用の額との合算額

(10) 第6号に規定する期間における移送費の支給に要した費用の額

(11) 第6号に規定する期間における高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

(12) 第6号に規定する期間における前期高齢者納付金の納付に要した費用の額(同期間において前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

第3条第3項第1号中「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同項第2号中「平均一般被保険者数の」を「平均被保険者数の」に、「次条第2項において「県平均一般被保険者数」を「以下「県平均被保険者数」に改める。

第4条第1項中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同条第2項中「前項」を「前項及び第6条第1項」に改め、同項第1号中「の当該年度の保険料又は地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税(以下「国民健康保険税」という。))」を削り、「当該年度における賦課期日が2以上である市町村であって、保険料又は国民健康保険税の所得割額が前年の所得を基礎として算定される賦課期日があるものにあつては当該賦課期日(当該賦課期日が2以上ある場合は、当該賦課期日のうち最初の賦課期日)、保険料又は国民健康保険税の所得割額が前年の所得を基礎として算定される賦課期日がないものにあつては最初の賦課期日とする。以下「保険料賦課期日」という」を「法第76条の2に規定する賦課期日をいい、地方税法(昭和25年法律第226号)第705条第2項に規定する賦課期日を含む。以下同じ)に、「一般被保険者に」を「被保険者に係る基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいい、同法第703条の4第2項に規定する基礎課税額を含む。次号において同じ。)に」に、「県平均一般被保険者数」を「県平均被保険者数」に改め、同項第2号中「当該年度の保険料賦課期日」を「賦課期日」に、「一般被保険者に」を「被保険者に係る基礎賦課額に」に、「県平均一般被保険者数」を「県平均被保険者数」に改め、同項第3号中「当該年度の保険料賦課期日における」を「賦課期日における被保険者に係る」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改め、同項第4号中「当該年度の保険料賦課期日」を「賦課期日」に、「県平均一般被保険者数」を「県平均被保険者数」に改める。

第10条を第12条とする。

第9条中「国民健康保険事業に関する調整対象収入額」を「国民健康保険事業に関する調整対象収入額、後期高齢者支援金の納付に関する調整対象需要額、後期高齢者支援金の納付に関する調整対象収入額」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第7条第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「保険料(」を「保険料(地方税法の規定による)」に改め、同条第2号中「(退職被保険者等に係る額を除く。))」を削り、同条を第9条

とする。

第6条第2項第1号中「当該年度の保険料賦課期日」を「賦課期日」に改め、同項第2号中「当該年度の保険料賦課期日」を「賦課期日」に改め、同項第3号中「当該年度の保険料賦課期日」を「賦課期日」に、「省令第5条第1項第2号口に規定する介護納付金賦課被保険者に係る」を「介護保険第2号被保険者に係る省令第5条第1項第1号口に規定する」に改め、同項第4号中「当該年度の保険料賦課期日」を「賦課期日」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(後期高齢者支援金の納付に関する調整対象需要額の算定方法)

第5条 後期高齢者支援金の納付に関する調整対象需要額は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における後期高齢者支援金の納付に要した費用の額とする。

(後期高齢者支援金の納付に関する調整対象収入額の算定方法)

第6条 後期高齢者支援金調整対象収入額は、次の算式により算定した額とする。

(1人当たり県平均後期高齢者応益保険料額 + 1人当たり県平均後期高齢者応能保険料額 × 当該市町村の1人当たり国保基準総所得金額 ÷ 1人当たり県平均国保基準総所得金額) × 当該市町村の平均被保険者数

2 前項において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 1人当たり県平均後期高齢者応益保険料額 各市町村の賦課期日における被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいい、地方税法第703条の4第2項に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。次号において同じ。)に係る被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額を県平均被保険者数で除して得た額

(2) 1人当たり県平均後期高齢者応能保険料額 各市町村の賦課期日における被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割総額及び資産割総額の合算額を県平均被保険者数で除して得た額

附則に次の9項を加える。

(退職被保険者等所属市町村に対する1号交付金の特例)

3 退職被保険者等所属市町村(条例附則第7項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。)について、第3条から第6条までの規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	合算額	合算額から調整対象基準額（法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額をいう。）に退職被保険者等所属割合（同号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。第5条において同じ。）を乗じて得た額を控除した額
第3条第1項第1号	請求	請求に係る一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）
第3条第1項第2号から第5号まで	請求	請求に係る一般被保険者
第3条第1項第6号から第11号まで	における	における一般被保険者に係る
第3条第3項第1号	被保険者の	一般被保険者の
	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第3条第3項第2号	平均被保険者数の	平均一般被保険者数の
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
第4条第1項	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第4条第2	被保険者に	一般被保険者に

項第1号及び第2号	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
	被保険者に	一般被保険者に
第4条第2項第3号	平均被保険者数	平均一般被保険者数
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数
第4条第2項第4号	の額	の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第5条	の額	の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第6条第1項	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第6条第2項第1号及び第2号	被保険者に	一般被保険者に
	県平均被保険者数	県平均一般被保険者数

- （退職被保険者等所属市町村に対する2号交付金の特例）
- 4 前項に規定する場合において、退職被保険者等所属市町村について、第9条の規定を適用するときは、同条第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同条第2号中「減免額」とあるのは「減免額（退職被保険者等に係る額を除く。）」と、「特別療養費の額」とあるのは「特別療養費の額（退職被保険者等に係る額を除く。）」とする。
（病床転換支援金を納付する市町村に対する1号交付金の特例）
- 5 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村を除く市町村について、第4条から第6条までの規定を適用する場合には、第4条第2項第1号中「第29条の7第1項」とあるのは「附則第5条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項」と、「第703条の4第2項」とあるのは「附則第38条の3の規定により読み替えられた同法第703条の4第2項」と、第5条中「における後期高齢者支援金」とあるのは「における後期高齢者支援金及び病床転換支援金（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による病床転換支援金をいう。）」と、第6条第2項第1号中「第29条の7第1項」とあるのは「附則第5条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項」と、「第703条の4第2項」とあるのは「附則第38条の3の規定により読み替えられた同法第703条の4第2項」とする。

- 6 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定を適用する場合には、附則第3項の規定により読み替えられた第4条第2項第1号中「第29条の7第1項」とあるのは「附則第5条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項」と、「第703条の4第2項」とあるのは「附則第38条の3の規定により読み替えられた同法第703条の4第2項」と、附則第3項の規定により読み替えられた第5条中「における後期高齢者支援金」とあるのは「における後期高齢者支援金及び病床転換支援金（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による病床転換支援金をいう。以下この条において同じ。）」と、「後期高齢者支援金の額」とあるのは「後期高齢者支援金の額及び病床転換支援金の額の合算額」と、同項の規定により読み替えられた第6条第2項第1号中「第29条の7第1項」とあるのは「附則第5条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項」と、「第703条の4第2項」とあるのは「附則第38条の3の規定により読み替えられた同法第703条の4第2項」とする。
（老人保健医療費拠出金を納付する市町村に対する1号交付金の特例）
- 7 平成20年度から平成23年度までの間において、退職被保険者等所属市町村を除く市町村について、第3条及び附則第5項の規定により読み替えられた第4条から第6条までの規定を適用する場合には、第3条第1項第12号中「前期高齢者納付金」とあるのは、「前期高齢者納付金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。）」とする。
- 8 平成20年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定を適用する場合には、附則第6項の規定により読み替えられた、附則第3項の規定により読み替えられた第3条第1項中「法附則第7条第1項第2号」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）附則第9条第1項の規定により読み替えられた、法附則第22条の規定により読み替えられた法附則第7条第1項第2号」と、「いう。）」とあるのは「いう。）」及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（同号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。）の合算額」と、同項第12号中「前期高齢者納付金」とあるのは「前期高齢者納付金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等

の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療費拠出金をいう。)とする。

9 平成21年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第2項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

10 平成22年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定を適用する場合には、附則第8項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第3項において読み替えて準用する同条第2項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

11 平成23年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた、附則第3項の規定により読み替えられた第3条から第6条までの規定及び附則第4項の規定により読み替えられた第9条の規定を適用する場合には、附則第8項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県国民健康保険調整交付金条例施行規則の規定は、平成20年度における都道府県調整交付金から適用する。

高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第69号

高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則

高知県温泉法施行細則(昭和41年高知県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第18号中「係る」を「係る事業の」に、「別記第18号様式」を「別記第27号様式」に改め、同号を同条第26号とし、同条第17号中「係る」を「係る事項の」に、「別記第17号様式」を「別記第26号様式」に改め、同号を同条第25号とし、同条第16号

中「係る」を「係る事業の」に、「別記第16号様式」を「別記第25号様式」に改め、同号を同条第24号とし、同条第15号中「別記第15号様式」を「別記第24号様式」に改め、同号を同条第23号とし、同条第14号中「別記第14号様式」を「別記第23号様式」に改め、同号を同条第22号とし、同条第13号中「別記第13号様式」を「別記第22号様式」に改め、同号を同条第21号とし、同条第12号中「別記第12号様式」を「別記第21号様式」に改め、同号を同条第20号とし、同条第11号中「別記第11号様式」を「別記第20号様式」に改め、同号を同条第19号とし、同条第10号中「別記第10号様式」を「別記第19号様式」に改め、同号を同条第18号とし、同条第9号中「別記第9号様式」を「別記第18号様式」に改め、同号を同条第17号とし、同条第8号中「別記第8号様式」を「別記第17号様式」に改め、同号を同条第16号とし、同条第7号中「別記第7号様式」を「別記第16号様式」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の7号を加える。

(8) 省令第6条の2第1項に規定する温泉の採取の許可の申請書 別記第8号様式

(9) 省令第6条の4第1項に規定する温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請書 別記第9号様式

(10) 省令第6条の5第1項に規定する温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請書 別記第10号様式

(11) 省令第6条の7第1項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請書 別記第11号様式

(12) 省令第6条の8第1項に規定する可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出書 別記第12号様式又は別記第13号様式

(13) 省令第6条の10第1項に規定する温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請書 別記第14号様式

(14) 省令第6条の11第1項に規定する温泉の採取の事業の廃止の届出書 別記第15号様式

第6条第6号中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第5条」を「第5条第1項」に、「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 省令第4条の3第1項に規定する土地の掘削のための施設等の変更の許可の申請書 別記第5号様式

別記第1号様式中

「4 土地の掘削の工事の着手及び完了の予定年月日」を
「4 主要な設備の構造及び能力

5 土地の掘削の工事の着手及び完了の予定年月日」に改め、同様式注を次のように改める。

注 次の書類を添えてください。

1 土地の掘削をしようとする地点を明示した図面(縮尺5,000分の1の地図)及びその付近の見取図(縮尺25,000分の1の地図)

2 設備の配置図及び主要な設備の構造図

3 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面

4 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程

5 申請に係る土地の掘削が温泉法第4条第1項第1号から第3号までの規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

6 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類

7 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面

8 掘削孔仕上げ断面図(掘削口径、深度、ケーシングプログラム等土地の掘削の工事の施行方法を図示した断面図)

9 土地の掘削に係る温泉の利用の目的を具体的に記載した利用計画書

別記第2号様式中「第11条第2項」を「第11条第2項(第3項)」に改める。

別記第3号様式中「第11条第2項」を「第11条第2項(第3項)」に改め、同様式注中「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改める。

別記第4号様式中「第11条第2項」を「第11条第2項(第3項)」に改め、同様式注中「第4条第1項第3号又は第4号」を「第4条第1項第4号又は第5号」に改める。

別記第18号様式中「許可廃止届」を「事業廃止届」に、「当該温泉を公共の浴用又は飲用に供すること」を「当該許可に係る事業」に、「廃止年月日」を「温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止年月日」に、「廃止の」を「温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止の」に改め、同様式を別記第27号様式とする。

別記第17号様式中「変更届」を「事項変更届」に、「下記のとおり」を「当該許可に係る事項に」に、「により」を「により下記のとおり」に改め、同様式を別記第26号様式とする。

別記第16号様式中「許可廃止届」を「事業廃止届」に、「当該温泉を公共の浴用又は飲用に供すること」を「当該許可に係る事業」に、「廃止年月日」を「温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止年月日」に、「廃止の」を「温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の廃止の」に改め、同様式を別記第25号様式とする。

別記第15号様式を別記第24号様式とし、別記第14号様式を別記第23号様式とし、別記第13号様式を別記第22号様式とし、別記第

12号様式を別記第21号様式とする。

別記第11号様式注を次のように改め、同様式を別記第20号様式とする。

注 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写しを添えてください。

別記第10号様式注を次のように改め、同様式を別記第19号様式とする。

注 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写しを添えてください。

別記第9号様式を別記第18号様式とし、別記第8号様式を別記第17号様式とする。

別記第7号様式注中「譲受け」を「温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の譲受け」に、「譲渡契約書」を「譲渡に関する契約書」に、「別記第18号様式」を「別記第27号様式」に改め、同様式を別記第16号様式とし、同様式の前に次の8様式を加える。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

㊞

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

温泉の採取許可申請書

温泉法第14条の2第1項の規定により温泉の採取の許可を受けたいので、温泉法施行規則第6条の2の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 温泉の採取を行おうとする場所

2 温泉の採取の開始予定年月日

注 次の書類を添えてください。

1 設備の配置図及び主要な設備の構造図

2 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

3 設備の設置の状況を現した写真

4 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果

(1) 温泉法施行規則第6条の3第1項第1号の規定による測定の結果

(2) 温泉法施行規則第6条の3第1項第2号八に規定するガス排出口が同項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合は、同号の規定による測定の結果

(3) 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（温泉法施行規則第6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除きます。）

5 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程

6 申請に係る温泉の採取が温泉法第14条の2第2項第1号の規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

7 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面

第9号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者(承継者) 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

㊞

温泉の採取許可合併(分割)承継承認申請書

温泉法第14条の3第1項の規定により温泉の採取の許可を受けた者の合併(分割)による地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第6条の4の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 温泉の採取の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた温泉の採取の場所
- 4 合併又は分割の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面

第10号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者(承継者) 住所
氏名
被相続人との続柄
電話番号

㊞

温泉の採取許可相続承継承認申請書

温泉法第14条の4第1項の規定により温泉の採取の許可を受けた者の相続による地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第6条の5の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 温泉の採取の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた温泉の採取の場所
- 4 相続の開始年月日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者のときは、その全員の同意書
 - (3) 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号の規定に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第11号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊞
電話番号
（法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

可燃性天然ガス濃度確認申請書

温泉法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けたいので、温泉法施行規則第6条の7の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取を行おうとする場所
- 2 温泉の採取の開始予定年月日
- 3 メタンの濃度の測定を行った場所、年月日及び方法
- 4 メタンの濃度の測定の結果
- 5 メタンの濃度の測定を行った者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

注 次の書類を添えてください。

- 1 温泉の採取を行おうとする場所の状況を現した写真
- 2 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- 3 温泉の採取を行おうとする場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

第12号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者（承継者） 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊞
電話番号

可燃性天然ガス濃度確認譲渡（合併・分割）承継届

温泉法第14条の6第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業の全部を譲り受け（可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者について合併（分割）により温泉の採取の事業の全部を承継し）、その確認を受けた者の地位を承継したので、同条第2項及び温泉法施行規則第6条の8の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 3 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所
- 4 地位を承継した年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 事業の全部の譲渡の場合は、譲渡に関する契約書の写し
- 2 合併又は分割の場合は、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

第13号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者(承継者) 住所
氏名 ㊟
被相続人との続柄
電話番号

可燃性天然ガス濃度確認相続承継届

温泉法第14条の6第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者について相続により地位を承継したので、同条第2項及び温泉法施行規則第6条の8の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者(被相続人)の住所及び氏名
- 2 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 3 可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の場所
- 4 地位を承継した年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者のときは、その全員の同意書

第14号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の採取施設等変更許可申請書

温泉法第14条の7第1項の規定により温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けたので、温泉法施行規則第6条の10の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 温泉の採取の許可を受けた年月日
- 2 許可を受けた温泉の採取の場所
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更後の温泉の採取の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該温泉の採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- 4 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合は、変更後の当該採取時災害防止規程
- 5 申請が温泉法第14条の2第2項第1号の規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

第15号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の採取事業廃止届

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項及び温泉法施行規則第6条の11の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉の採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた年月日
- 2 温泉の採取の場所
- 3 温泉の採取の事業の廃止年月日
- 4 温泉のゆう出路の埋戻しの状況(温泉の採取の許可を受けている場合に記入してください。)

注 温泉の採取の許可を受けている場合は、次の書類を添えてください。

- 1 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
- 2 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

別記第6号様式中

「5 増掘又は動力の装置の工事の着手及び完了の予定年月日」を
 「5 主要な設備の構造及び能力(増掘の場合に記入してください。)

6 増掘又は動力の装置の工事の着手及び完了の予定年月日」に改め、同様式注を次のように改め、同様式を別記第7号様式とする。

注 次の書類を添えてください。

- 1 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面(縮尺5,000分の1の地図)及びその付近の見取図(縮尺25,000分の1の地図)
- 2 増掘の場合は、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 3 増掘の場合は、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 4 温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 5 申請に係る増掘又は動力の装置が温泉法第11条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において読み替えて準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号の規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要であると認める書類
- 6 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面
- 7 増掘又は動力の装置に係る仕上げ断面図
- 8 揚湯試験の実施結果を記載した書類
- 9 増掘又は動力の装置に係る温泉の利用の目的を具体的に記載した利用計画書
- 10 土地の掘削許可証の写し
- 11 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

別記第5号様式中「第11条第2項」を「第11条第2項(第3項)」に改め、同様式注を次のように改め、同様式を別記第6号様式とする。

注 次の書類を添えてください。

- 1 温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事を完了した場合は、仕上げ断面図
- 3 温泉がゆう出した場合は、温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

土地の掘削施設等変更許可申請書

温泉法(第11条第2項において読み替えて準用する同法)第7条の2第1項の規定により土地の掘削のための施設等の変更の許可を受けたいので、温泉法施行規則第4条の3の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 土地の掘削又は増掘の許可の別
- 2 土地の掘削又は増掘の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた土地の掘削又は増掘の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 変更後の土地の掘削又は増掘の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の土地の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該土地の掘削又は増掘の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した土地の掘削又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合は、変更後の当該規程
- 4 申請が温泉法第4条第1項第2号の規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第6条第7号を同条第15号とし、同号の前に7号を加える改正規定中同条第11号及び第12号に係る部分並びに別記第7号様式を別記第16号様式とし、同様式の前に8様式を加える改正規定中別記第11号様式から別記第13号様式までに係る部分の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県温泉法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県温泉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第70号

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(高知県うみがめ保護条例施行規則の一部改正)

第1条 高知県うみがめ保護条例施行規則(平成16年高知県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第14条第4号を次のように改める。

(4) 独立行政法人森林総合研究所

(高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第2条 高知県希少野生動植物保護条例施行規則(平成18年高知県規則第117号)の一部を次のように改正する。

第33条第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人森林総合研究所

(高知県土地基本条例施行規則の一部改正)

第3条 高知県土地基本条例施行規則(平成14年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「第22条第2項及び第26条を除き、以下」に改める。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人森林総合研究所

第26条中「条例第39条」を「高知県土地基本条例第39条」に、「この条例」を「同条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第500号

平成18年11月高知県告示第734号(休猟区の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

表の羽根休猟区の項中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

議 会 規 則

高知県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県議会議長 西森 潮三

高知県議会議規則第1号

高知県議会議規則の一部を改正する規則

高知県議会議規則(昭和54年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第118条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。